

延岡市工事成績評定の基本的な解釈と運用について

1 基本的な解釈

延岡市工事請負契約約款第1条第1項において、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。」と規定しており、契約約款、設計図書、法令に基づく契約の履行を義務付けています。

工事成績評定の評価項目は、契約書、共通仕様書等に基づくものが殆どです。つまり、評価項目の殆どは契約事項であるということです。契約事項は、それを実施しなければ契約不履行（契約違反）ということになります。

契約事項は、受注者は自らの責任において（発注者の指導や助言なしに）履行しなければなりません。当然に自ら遂行しない場合は評価できないこととなります。

2 評定の運用

成績評定は、工事を受注してから完成までの過程で、監督員の指導や助言なしに契約を履行することができたかどうか、言い換えると、監督員がどの程度指導や助言をしなければならなかったのかを確認して評価を行うこととなります。当然のことながら、指導や助言の回数が多くなれば評価は低くなります。

しかし、多岐にわたる契約事項の全てを自ら遂行するには相当の困難を伴うため、中には監督員の指導や助言を必要とする受注者も見受けられます。

延岡市では、県に準拠し次の通り運用します

- ① 「工事成績採点の考査項目運用表」における「評価対象項目」を評価する場合は、当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施し、その結果が合格水準以上である場合とします。

監督員の指導や助言があった場合は、その結果が合格水準に達していても「評価項目」を評価することはできません。

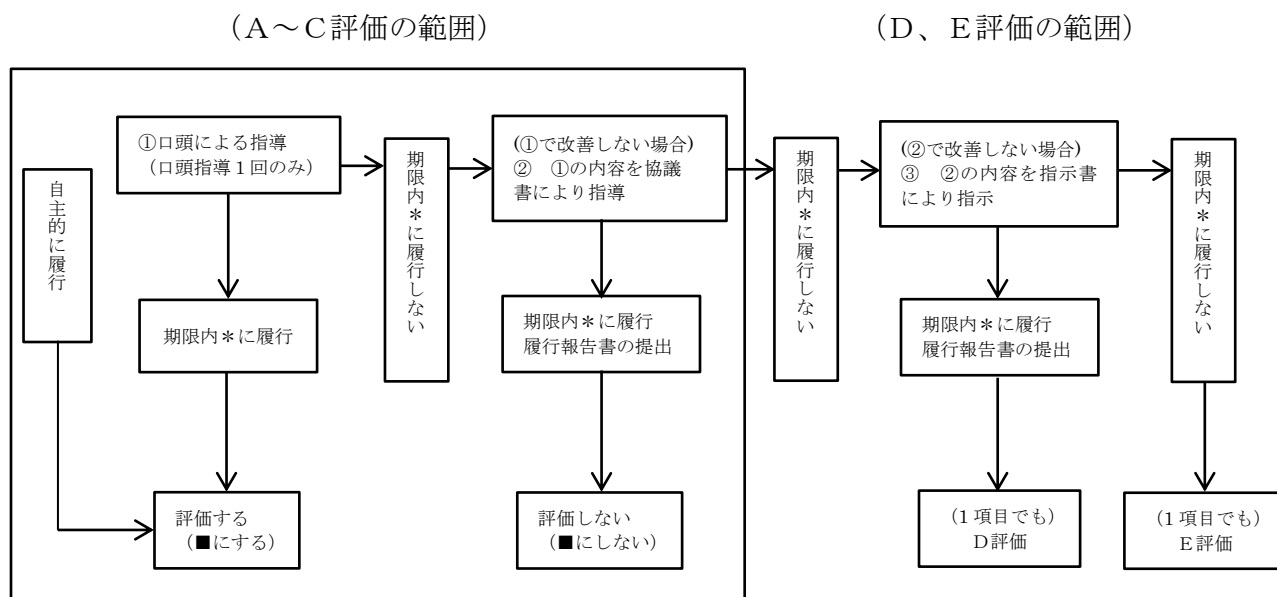
ただし、初回の1回に限り、監督員からの口頭による指導に対して期限内に改善した場合は、評価することとします。

- ② 受注者が契約不履行に至る可能性がある場合は、それを指摘し、改善させることとなります。監督員からの「1回目の口頭による指導」に対して期限内に改善されれば評価することとします。

期限内に改善されない場合は、「協議書による指導」を行いますが、この場合は

期限内に改善しても評価しません（C評価とする）。

「協議書による指導」によっても期限内に改善されなければ、さらに「2回目の口頭による指導又は改善指示書による指導」を行います。この場合期限内に改善されても「D評価」、期限内に改善されない場合は「E評価」とします。



※期限内:監督員が指示する期間とする。指示がない場合は、原則として7日以内(閉庁日含む)